

変更許可申請・中間検査申請・適合証明書交付申請・不要証明書交付申請の手数料について (コンビニエンスストアで納付する場合)

- ①大阪府農と緑の総合事務所に各申請書用の納入通知書等発行申請書を提出してください。
- (ア) 変更許可申請に係る納入通知書等発行申請書には、宅地造成及び特定盛土等規制法に係る事前協議制度実施要綱別表の3から8及び、10に掲げる図書のうち、変更に係る図書(3.平面図、4.断面図、5.排水施設の平面図、6.崖の断面図、7.擁壁の断面図、8.崖面崩壊防止施設の断面図、10.丈量図)を添付してください。
- (イ) 中間検査申請は、特定工程(盛土工事における暗渠排水管又は切土工事における暗渠排水管)を含む工事を終えた日の翌日から起算して4日以内に申請する必要があるため、特定工程を含む工事が終了する2～3週間前までに納入通知書等発行申請書を農と緑の総合事務所に提出し、中間検査申請までに余裕をもって手数料を納付してください。
- (ウ) 変更許可申請・中間検査申請・適合証明書交付申請・不要証明書交付申請において、事前協議はありません。
- (エ) コンビニ納付額等通知書の発行は発行申請を受け付けてから約2週間を要します。
- ②大阪府森づくり課より、郵送でコンビニ納付額等通知書を受け取りください。
- ③コンビニ納付額等通知書に記載の URL もしくは QR コードより府コンビニ収納システムに遷移し、手数料納付の申し込み及び、コンビニでの手数料納付を行ってください。※コンビニ納付の詳細な手順は、別紙「コンビニ納付の流れ」をご参照ください。



コンビニ納付額等通知書 (サンプル)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づくコンビニ納付額等通知書

(工事主) 株式会社 大阪 代表取締役 大阪 太郎 様 令和〇年〇月〇日

大阪府環境農林水産部
みどり推進室森づくり課長

手数料金額	¥14,300
-------	---------

宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項に基づく許可申請に係る申請手数料について、上記金額を下記コンビニの窓口にて納付して下さい。

●大阪府コンビニ納付サービス (URL) <https://www.payment.pref.osaka.lg.jp/>

(QRコード)

QR コード

●納付できるコンビニ
ファミリーマート、セブン-イレブン、ローソン、ミニストップ、セイコーマート

●申請手数料とは別に、コンビニ収納取扱手数料が別途かかります。

手数料金額	コンビニ収納取扱手数料(税込)
～9,999円	132円
10,000円～29,999円	154円
30,000円～49,999円	198円

●納付手順
別紙「コンビニ納付手順」をご確認下さい。

●留意事項

- ・各種申請までに手数料を納付して下さい。
- ・各種申請の際には、手数料納付時にコンビニより発行される「大阪府手数料納付済証」(原本)を「納付確認書貼付用紙」に貼り付け、各種申請書と併せて提出して下さい。
- ・セブンイレブン、セイコーマートは、領収書(お客様控え)のみ発行されます。この場合は領収書(お客様控え)の写しを「納付確認書貼付用紙」に貼り付けて提出して下さい。
- ・大阪府手数料納付済証又は領収書(お客様控え)を紛失した場合、もしくは店舗での遺失忘れ等の理由により申請時にこれらの書類の提出ができない場合は、大阪府にて納付状況を確認するため、コンビニ納付に係るお支払案内メール又はお支払完了メールに記載されている申込番号(C十数字9桁)を納付確認書貼付用紙に記載してご提出ください。

